

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から同年12月まで

20歳になった時、国民年金の加入を勧めた母親に加入手続をしてもらい、国民年金保険料も母親にお金を預け、母親が納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人の申立期間以降における国民年金保険料の納付については未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替え手続も適切に行われている。

また、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の母親については、平成7年5月に法定免除となるまで、未加入期間を除いて国民年金加入期間に未納は無く、申立人の父親についても、国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人及びその両親の保険料納付意識は高かったと言える。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年4月11日に払い出されており、申立人の居住する町の国民年金被保険者資格に係る電算記録においても国民年金新規取得届が同年2月17日に受理されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金加入手続を行ったと推察される。

加えて、申立人は、納付書が届けば、必ず母親に保険料を添えて納付を頼んでいたと主張しており、これについては、申立期間直後に国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる上、申立人の母親が保険料を納付したと述べている役場内の金融機関では過年度保険料の収納が可能であったことも確認できることから、申立期間についても、申立期間を含めて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 441

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは24万円と記録されていた。

しかし、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日である平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年2月までの期間、11万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは24万円と訂正することが必要であると認められる。

## 静岡厚生年金 事案 442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和57年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月21日から同年3月21日まで  
社会保険事務所において、厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、勤務期間に対し厚生年金保険の加入期間が短いことが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格記録の訂正をしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険の加入記録などから、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和57年3月21日にA事業所から同グループB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和57年1月の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和57年2月21日を資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月26日から同年11月26日まで

A社に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B製作所から同社C事業所へ転勤した際、同社B製作所の被保険者資格喪失日が昭和43年10月27日であるのに対して、同社C事業所の被保険者資格取得日が同年11月26日となっているため、当該期間については厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A社には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社C事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和43年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

しかし、A社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば申立人のA社C事業所での資格取得年月日は、昭和43年10月26日と記載されており、その受付印から、同資格取得届は当該事業所を管轄する社会保険事務所で同年11月30日に受理されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社C事業所の事業主は、申立人が昭和43年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格の取得をした旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されているとおり、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで  
昭和36年1月ごろに国民年金の加入手続を役場で行い、妻の分と一緒に二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したとしている保険料額は、当時の実際の保険料額と相違しており、申立人の主張と異なっている。

また、昭和36年から申立人が47年1月に厚生年金保険に加入するまでの期間について、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録はすべて一致しており、申立期間についてはその妻も未納となっていることから、申立人のみ国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から同年12月まで

平成4年10月にそれまで勤めた会社を退職した後、市役所の本庁又は支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、市役所の本庁、支所、郵便局又は金融機関のいずれかで納付したと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年10月に退職後、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、加入手続の場所及び納付金額についての記憶は曖昧であり、当時の状況は不明である。

また、申立人は、申立期間前後の期間において、厚生年金保険被保険者であったが、申立人の所持する年金手帳には申立期間の国民年金被保険者資格喪失についての記録が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたことがうかがわれず、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住する市の国民年金被保険者記録共に申立期間は未加入とされており、齟齬が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から45年3月まで

国民年金保険料は、自宅に町内の人が集金に来た時や男性が集金に来た時に納付していた。

当時、金銭的に困っておらず、申立期間について、一緒に国民年金保険料を納付していた姉が納付済みになっているのに、私は未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を集金で納付していたと述べているものの、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な記憶に乏しい上、現在、国民年金手帳を所持しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時、転居したことがあると述べているが、転居先で国民年金に係る手続を行ったことが無いとしている上、申立人に対して、2度、国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、国民年金に係る住所変更手続が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、105 か月と長期間であり、申立期間以外にも未納期間が複数回ある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年8月から50年3月まで  
②昭和52年4月から53年3月まで

申立期間①について、私は大学生であったが、20歳過ぎのころに母親から「お前の年金は納めているからね。」と言われたことを記憶している。

また、申立期間②について、同居していた両親及び妹の国民年金保険料は町内の集金を経由して納付済みであるため、私の保険料も納付されていると思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び保険料を納付したとされる申立人の母親から当時の状況を直接聴くことが申立人の希望によりできないため、状況は不明である。

また、申立人は、昭和48年5月に住所を異動した際の、国民年金に係る住所変更手続を行った記憶及び被用者年金への切替手続に係る記憶は無く、当時の国民年金手帳についての記憶も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年11月に払い出されており、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳が払い出されたことがうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間は既に時効である上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得したこともうかがえず、申立期間①及び②は未加入期間であることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案917

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年12月まで

私は、昭和45年1月に自ら国民年金加入手続をして1年分の保険料を前納し、この時国民年金手帳に割引された1か月分に相当する保険料の検認印が押されており、申立期間については納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は、昭和46年1月6日に発行され、45年4月から同年12月までの間の国民年金印紙検認記録欄には、「納付不要」のゴム印が押されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は46年1月8日となっており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出前後の任意加入被保険者も、同年1月に資格取得していることが確認できるため、申立人は、このころ国民年金に任意加入したと推認できる。

また、申立人は、厚生年金保険に加入していた夫と申立期間中である45年6月に婚姻しており、申立期間の終期である同年12月までの間は任意加入対象期間となり、申立人は遡及<sup>ぞきゆう</sup>して資格取得することはできないことから、申立人の国民年金手帳に資格取得年月日が45年1月6日と記載されているのは、46年1月6日の誤記と推定できる。

さらに、申立人の主張する1年分の保険料を前納すると、1か月分が割引となったとする申立人の主張は、実際の前納の保険料収納の取扱いと齟齬<sup>そご</sup>する。

加えて、申立人は、所持する国民年金手帳以外に別の国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがわれない上、申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年3月まで

20歳到達時に、母親が学生の国民年金加入について社会保険事務所に電話で問い合わせしたところ、20歳になったら国民年金加入は全員義務づけられていると言われ、送付されてきた納付書で金融機関から納付したはずであり、大学在学中が未加入となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の母親の家計簿の写しを見ると、申立期間当時の国民年金保険料相当額が記載されているが、昭和51年度から54年度までの保険料については、毎年5月に前納しているなど、申立人の母親の保険料納付状況と一致する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年11月に払い出されている上、家計簿の写しを見ると、55年1月24日に初めて国民年金保険料額と共に申立人の名前が記載されていることから、54年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、昭和54年度の現年度保険料から納付し始めたものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人は学生であったため、国民年金の任意加入対象者であり、申立人の所持する国民年金手帳では、国民年金被保険者資格の取得日は昭和54年4月1日と記載され、申立期間は未加入期間となっている上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

婦人会の部長に選ばれたころ、何度か国民年金保険料を納めた覚えがある。その後、転居したが、保険料の集金が来なかったため、保険料を納付していなかった時期があるが、現住所に家を見て、落ち着いたころ、督促状を再三受け取り、夫と二人分の保険料を金融機関で納めたはずであり、3万円で多少おつりもあったことなども記憶しているため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婦人会の部長であった時期に国民年金保険料を納付したことがあると述べており、その時期は申立人の記憶から昭和35年ごろのことであると考えられるが、国民年金保険料の納付が開始されたのは36年4月以降である。

また、申立人は、昭和39年3月に現在の住所地へ転居しており、このころ、再三督促状が届いたため、夫婦二人分併せて約3万円の国民年金保険料を金融機関で納付したことがあると述べているが、仮に申立期間の保険料を夫婦二人分併せて納付したとしても1万3,000円弱であり、申立人の記憶する金額と大きく相違する。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月に夫婦連番で払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間の過半は時効であり、申立人の夫についても、申立期間は未納である。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月 22 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
給与明細書等はないが、東京オリンピックを会社で見えており、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和 35 年 10 月 1 日取得）から申立人が同事業所で資格を取得した同番号※※番（昭和 40 年 3 月 22 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した<sup>ごんせき</sup>痕跡も認められない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において資格を取得した被保険者は確認できず、昭和 40 年 3 月 22 日に複数の被保険者が資格を取得していることが確認できることから、同事業所ではこの時期にまとめて厚生年金保険の資格取得届を提出したことがうかがえる。

さらに、A 事業所を継承している B 事業所から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いとの回答を得た。

加えて、申立人が記憶している当時の事業主及び同僚からは、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認すること

はできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から33年6月1日まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みであるということだが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和42年7月まで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわがえがない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和33年7月18日に支給決定されているとともに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、申立人の記憶が詳細であることや同僚の記憶などから、申立人の主張する所在地に存在していたとかがわかるが、その所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、申立人が勤務したとしている事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人が事業主として記憶している者の氏名にて厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間中、申立人が主張する業種、類似の名称の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を持つ者は確認ができず、事業主を特定することはできなかった。

さらに、申立人が同僚として挙げた者についても、申立期間においてA事業所で厚生年金保険の被保険者としての記録は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月ごろから 59 年 2 月ごろまで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
しかし、自分が勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から、「昭和 30 年以降の従業員録に申立人の氏名は確認できず、昭和 51 年 4 月以降の当社で保管している健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書の写しを調べたが、申立人の同通知書の写しを確認することができない。」との回答を得た。

また、申立期間当時から引き続き A 事業所で勤務している複数の従業員は、申立人について、「記憶していない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票の整理番号\*番（昭和 57 年 11 月 1 日取得）から同番号（昭和 60 年 5 月 27 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年8月20日から33年4月3日まで  
②昭和34年8月20日から35年3月30日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年12月7日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和41年3月まで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、昭和 25 年 2 月 1 日に B 事業所に入社する直前まで、B 事業所の前身である A 事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A 事業所は、昭和 24 年 9 月 1 日に全喪していることが確認でき、申立期間において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、当時勤務していた同僚も、昭和 24 年 9 月 1 日に A 事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、25 年 2 月 1 日に B 事業所で同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から42年2月21日まで  
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年2月21日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる女性10名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 42.6.20」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。